

【報告】令和5年度鳥取県再犯防止推進会議

○日時 令和6年3月22日（金）午後2時～4時

○場所 県庁第2庁舎4階第22会議室、オンライン（Webex）

【主な御意見】

「第2期鳥取県再犯防止推進計画」に定める社会的包摂の推進として、6団体から令和5年度の取組を中心にご報告いただき日頃大事にしていることや活動から感じたことを共有していただいたほか、連携・周知・繋がりづくりが大事である旨を共有・確認し、以下の御意見をいただいた。

- ・1月に開催された市町村職員対象の再犯防止推進連携会議について、市町村と交流する機会があまりなく、市町村等とどう連携していくかが課題だったように感じていたので、この会により、顔の見える関係がより深まったように感じた。（地域生活定着支援センター）
- ・取組例として、地域生活定着支援センターでは他機関と連携し、映画上映会を開催したが、より広く市民の方に再犯防止について知ってもらう取組となっている。（地域生活定着支援センター）
- ・困った人にどのような形で接触するかが難しい。どこか窓口に来てくれればよいが、来ないまま再犯をしてしまうこともあるので、できるだけ我々再犯防止に携わる人たちがネットワークとして世の中に存在しているつもりで、活動していく必要がある。いかに漏らすことなく本来支援が必要な人をどうつなげるかがここから先は本当に勝負になる。（再犯抑止更生協会）
- ・県として、この独自の会議が存在すること自体が本当に大きなこと。ここでいろんな方と知り合うことができ、新しい発想を得て私たちの事業にも反映された。市町村が直接の窓口になるので、市町村の参加も本当に大事。これからもこの会議を粘り強く続けてほしい。（再犯抑止更生協会）
- ・各団体の背景とか取組も改めて知り、今後またより、声をかけ合いやすいような繋がりができた。（渡辺病院）
- ・一番大事なのは、再犯を防ぐためにはどういうことが望まれるかを検討すること。犯罪の一因になっている背景があるならそれを取り除き、求められるニーズを酌み取っていく必要がある。地域生活定着支援センターや保護観察所、市町村、他の福祉機関、弁護士の方も含めて、ケア会議等を通して情報共有し、ニーズを酌み取り再犯防止に繋げることを今後も行っていきたい。（地方検察庁）
- ・更生保護や助けることも、支援対象者と会話するような気持ちで、一方通行にならないようにしないといけないということが大事。（教誨師会）
- ・各分野の皆さんの取り組んでいる様子をお聞きして、自分でも関わられる何か掴んだような気がする。（篤志面接委員連絡協議会）

※会議の進行に関する発言（事務連絡・説明・発言の指名など）や発言の最初と最後の儀礼的な挨拶・自己紹介などは省略しています※

【内容】

第1 主催者あいさつ

本日は、年度末の慌ただしい中、多くの皆様にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

今年度の4月、第2期鳥取県再犯防止推進計画を策定いたしました。本日、会場またはオンラインでご出席いただいております鳥取県再犯防止推進会議の構成団体の皆様におかれましては、策定に当たりまして、団体の取組の紹介文でございますとか、会議のご出席、また、こちらのヒアリングなど、多大なご協力をいただきまして、改めて厚く御礼申し上げますところでございます。

再犯防止、更生保護につきまして、今年度、振り返りますと、4月県議選におきまして、現職の鳥取県知事との同姓同名の県議会議員の当選、また、その議員が6月議会場で再犯防止に関する一般質問をされたことがございまして、その後、再犯で逮捕、こういったこともございましたが、その後、7月にこの孤独・孤立対策課ができました。

国では2つの改正法の施行、また、更生保護団体の皆様におかれましては輝かしい受賞や周年式典、初めての試み、施設の建て替えなど大きな動きも多数ございました。県としましても、新たな2期の計画に基づ

いて拡充、新たに始めた取組がございます。

本日は、そのような団体の皆様からのご報告、県の計画の進捗報告などを予定しております。昨年1月に「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」、長い名前ですが、制定いたしました。今日の会議を通しまして、構成団体の皆様の顔の見える関係、また連携を深め、再犯防止に向けた対象者の方々の孤独・孤立を防ぎ、円滑な支援を進めてまいりたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

参考資料1といたしまして、あんしん賃貸支援事業のチラシをつけております。出所者の方に限らず、高齢者、障がい者、生活困窮者の方などでも、住居探しに困っている方がいらっしゃいましたら、相談員が支援いたしますので、ぜひこの制度を紹介していただければ幸いです。

また、先ほど申し上げました条例のリーフレットもそこにつけさせていただいております。孤独・孤立を防ぐ温もりのある支えあい社会づくり推進条例の内容について、参考にご覧いただければ幸いです。

最後に、会場出席の方のみですが、保護司会の方から当日配布資料として、「更生保護とっとり」を置いております。

1 第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗報告(県) 資料1-1、資料2

(事務局)

資料の1-1では、第2期鳥取県再犯防止推進計画における県の施策の、令和5年度の実施状況と令和6年度の計画について、次に資料の1-2では同じく第2期計画における各機関や団体の皆様の取組予定について、同じく令和5年度と令和6年度の内容を記載していただきました。ご協力いただいた皆様ありがとうございました。

資料の1-2については、他の団体さんの取組の様子を共有させていただく趣旨で、連携の参考としていただければと思います。

では県の取組についてご説明させていただきます。資料の1-1の3ページをご覧ください。

その中の第5「地域による包摂の推進」の「1 国、民間団体、市町村等との連携強化」にございます「市町村対象市町村職員対象研修及び連携会議」を1月に給産会で開催させていただきました。

連携会議では、県の第2期計画の説明のほか、保護観察所、地方検察庁、刑務所、少年鑑別所、給産会、地域生活定着支援センターの業務説明をお話いただいた後、大山町、八頭町、若桜町から市町村の再犯防止推進計画の策定状況についてお聞きいたしました。

研修会では、鳥取少年鑑別所から、鑑別所の業務内容、法務少年支援センターの業務内容や役割について、ご説明いただいた後、給産会の施設見学をさせていただきました。来年以降は市町村の職員対象だけではなく、対象を広げた研修会を検討したいと考えているところです。

次に資料2の統計をご覧ください。縦長の資料になります。こちらも、出典元になっている皆様、ご協力ありがとうございました。資料の一番上をご覧ください。

第2期計画では目標値として、再犯者数を令和9年度末、計画の最後までに、基準値から20%減らすというふうに定めております。令和4年は478人で、令和3年の480人より2人減ったという状況です。

(事務局)

膨大な資料ですので、かいつまんで意見をお願いしたいところですが、県がとても注力している市町村の研修会ですとかっていうところをお話しさせていただきましたが、あとは資料の内容について、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

今回の再犯防止推進計画の1つのテーマが、社会的な包摂ということになっていますので、地域の理解や包摂の推進をするために、県民や地域に対してわかりやすく周知する方法ですとか発信方法っていうのを、お聞きしたいなあと。何かご意見があったり、その活動の中で、こういうことをしたら広がりがあったよってというようなことがあったり、活動報告と重複しても構いませんので、こういう取組がよかったよと。

県のこの再犯防止における立ち位置っていろいろ関係機関をつなぐとか、もちろん県として委託をさせていただいてる地域生活定着支援センターってのはあるんですけども、皆様の活動の中で再犯

防止を地域と一緒に進めていくということが1つの大きな、それを後押しするってのが県の大きな役割だと思っていますので、県でもいろいろな広報の場面を捉えて、お知らせを県民の方にしていたり、地域の方に「再犯防止って重要なんだよ。こういうところが大変なんだけど、やりがいがあるんだよ」っていうようなことをいろいろな場面で伝えていくんですけれども、それがまだまだ周知が足りないというような部分もあったり、「こういうやり方ではまだ広がらないので、うちではこういうふうやってるよ」みたいなことでも結構ですので、何かご意見、アイデアがいただけたらなというふうに思っています。

(鳥取県地域生活定着支援センター)

1月に開催のあった市町村職員対象の再犯防止推進連携会議と研修というのがすごくいい仕掛けをされていたなあという感想を持ちまして、今まで多分この会議もオブザーバーで市町村の方は参加されていたけれども、何かこう交流をするみたいな機会があまりなかったもので、なんかちょっと、市町村の方等どういうふうに連携していくかっていうのがすごく課題だったように感じてたんです。

なので、この会を開催していただいたことによって、少しちょっと顔の見える関係っていうのが、より深まったんじゃないかなというふうに感じました。

そういった観点からいきますと、定着支援センターの取組内容として、なんか宣伝みたいになっちゃうんですけど、今年度を含めて過去3年間、いろんな方をお呼びするような映画上映会というのを他機関の方とも連携させてもらって行うことができ、より広く市民の方に、再犯防止の取組というのを少し宣伝することができたのかなとっていて、そういった取組は、ちょっとよかったのかなと。感想になります。

(事務局)

おっしゃるように、研修会は、やはり保護観察所であったり刑務所だったり、日頃、対象者の方と密に関わっておられるところで、市町村の方も「大体いろんな機関があるのはわかるんだけど、具体的にどういう業務をされているのかっていうのがよくわからない」というお声もあったので、そういった点で、顔見える関係づくりができて、業務の内容も説明をさせていただいて、理解していただけたのかなというふうに思っています。顔の見える関係ができ、深まったというのは、こちらとしても、目的の1つでありましたので、そういったご感想がいただけてありがたいところです。

映画上映会の方もずっと続けていただいております、本当にいろんな方がそういった分野に触れる機会になって、良い取組だなというふうにこちらも考えております。

(鳥取県地域生活定着支援センター)

先ほどの報告の中で「あんしん賃貸支援事業」というのがあったんですけども、ちょっとこの再犯防止の会議なので、ちょっと注意喚起なんですけども。

いわゆる住宅セーフティネット法というのがありますが、その中で、公営住宅で足りない部分を民間の住宅でカバーしていきましようという、そういう理念のもとに住宅セーフティネット法ができてるんですが、その中の住宅確保要配慮者の中に、鳥取県では罪を犯した方も含めて考えようというようなことを県の方で言われていたので、そのことを少しこの場で共有できるかなというふうに思いました。

(事務局)

「あんしん賃貸事業支援事業」については、うちの課も(県居住支援協議会の)「福祉支援部会」というものの事務局に入っております、やっぱりその住まいの問題っていうのは、うちの課ってその再犯防止のほかにも、生活困窮であるとか様々な孤独孤立という問題に対して、施策を打っていくところなんですけれども、県庁の他の機関との連携も非常に重要で、あんしん賃貸事業支援事業って今、住宅政策課という課がやっているんですけども、いろいろな場面で今、連携をしているというようなところで、そこで住宅確保要配慮者に再犯の方というのを検討していただいているというふうになっていると。

あと、あんしん賃貸支援事業の相談員さんとの意見交換であるとか、そういった場面においても、どういうふうに今実際動いてるのかっていうことと、どういうふうにもっとよりよくできるのかっていうことを話し合っていきたいというふうに思っています。

(事務局)

とりあえず県の報告は、この資料1-1とか2での進捗報告っていうのはいったんここまでとして、また意見交換の中で何か気づいた点があれば、お話させていただきたいと思うんですけども、もう1つ、県として大事ななと思っている「高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築にかかる検討会」について説明させていただいて、またその後に活動報告をしていただくと、ちょっと場が温まるかなと思っています。では事務局から、その検討会の今の検討状況であるとか、こういった会議をしたのかということをお話させていただこうと思います。

2 高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築にかかる検討会の経過報告(県) 資料3

(事務局)

今年度の6月から、高齢者・障がい者以外の出所者などに対する相談支援体制の構築に向けて検討を重ねてきましたので、その途中経過をご報告いたします。

まず、そもそもこの検討会を立ち上げた背景からです。出所後に保護観察がつかない満期釈放者の再入率、再入率というのは出所から2年以内に再度刑務所に入ってしまう率なんですが、23.3%で、仮釈放者においては10.2%ですので、それに比べて2倍以上高いという現実がございます。

現在ある「鳥取県地域生活定着支援センター」では、高齢者、障がいのある出所者などを対象として相談支援を行う機関です。ただ、実態として、対象者以外の出所者やその家族から相談が寄せられることも多くあり、可能な範囲で出所後の生活に必要な各種手続きのアドバイスなどを行っているところです。

現状においては、一般的な出所者の方に対しては、生活保護の手続きのための役所への同行など、住居を借りる際の手続きのサポートなどは、高齢者・障がい者の方以外に対しては、そういった伴走型の支援はできていないという状況です。

出所後の再犯者を減らすためには、出所者が社会から孤独・孤立することを防いで安定・自立した生活をサポートすることが大切です。多種多様な団体が参加した地域ネットワークを活用して、対象を高齢者や障がい者に限定しない形での包括的な支援を行う体制の構築が必要だと考えたということが背景にあり、この検討会を立ち上げた次第です。

「2 検討会の概要」についてなんですが、この検討会で検討する内容としては、主な対象者である、すいません、こちら「満期釈放者」は誤植で削除していただきたいと思っています。すいません。主な対象者である高齢者ではない者、障がいのない者に対する相談対応体制の構築で、その対象者の家族なども含みます。

どのような相談窓口を設置するか、運営体制、人員配置などを考えてまいりたいと考えております。刑務所を出た人に対する出口支援、逮捕されたけれども刑務所には入らなかった方に対する入口支援であったり、満期釈放か仮釈放かは問わないです。

最終的な目標としては、相談支援体制の整備をすることとしています。

今後の予定なんですけれども、令和6年度の9月ごろまで検討会を行いまして、再来年度(令和7年度)の当初予算で、その体制整備に必要な経費を予算要求することを目標としています。ただ、これはあくまで目安でして、議論がここまでにとまらなければ、検討会は継続して実施して、まとまるまで続けていくこととしています。

これまで3回検討会を行いましたのでその議論の内容を、この「3 相談支援体制の枠組み議論」をご紹介いたします。そのメンバーは保護観察所と保護司会さんと、定着支援センター、県です。

支援の対象となる方は、2つのケースが想定されるため、国の制度も活用しながら、支援の枠組み案を議論してまいりました。ケース1が、この(1)にあります「保護司との関係があった保護観察処分終了後の方」です。この方に対しては本人などから相談があった場合、保護司の方に対応していただいて、その報告に応じて、県から、県の保護司会連合会経由で報酬が支払えるような枠組みで支援体制を構築する案です。

ケース2はこの(2)のところでした、「保護司との接点がなかった満期釈放者の方、保護観察処分がつかなかった方」なんですけど、各保護司会が持つておられる拠点「更生保護サポートセンター」において相談対応体制を構築する案です。こちらの2つのケースに対応する案に対しまして、鳥取・米子・倉吉の保護司会からのご意見としては、「こちらの2つのケース案、両方とも対応可能だとは思いますが、相談を受けた後のつなぎ先、専門機関や、例えばあとは運営にあたって必要な経費など細かい点について詰めて行く必要がある」というふうなご意見をいただいております。裏面は参考に詳細載せております。

(事務局)

では検討会にご出席いただいている保護観察所、保護司会連合会、定着支援センターから検討会について補足意見、感想など、いかがでしょうか。

(鳥取保護観察所)

検討会、非常に重要なことだと思いますので、ぜひ支援体制ができればいいなと思っております。

枠組みの(1)の方なんですけれども、いわゆるその保護司の関係があった観察処分の終了後の人に関しては、国の方の予算が令和6年度から、現にご自身が担当していた元保護観察対象者等から相談があった場合には、国費のほうでも予算が出るようになりましたので、保護司の身分があるときには出せるんですけれども、保護司を退任した後は、費用が出ないっていうようなこともありますので、また今後枠組みにおいて、またご相談いただければと思っております。

(鳥取県保護司会連合会)

我々も連合会の立場で検討会に参加させてもらっています。連合会経由で報酬が支払われることが良いのか。我々そのものがもう直接、対象者のご相談とかっていうところまでは多分しなくて、それぞれでやるのではないかと思います。現にデータとしてわかんないんですけど、保護観察終了者についてはやはりその後いろいろその保護司さんを頼りにしている、相談されているケースは、数はちょっとわかんないんですけど、現にあると。

それに対して検討会の中での議論では、費用弁償がケースについては対象にならないっていう話になって、ちょっと今うろ覚えなんですけども、そういう意味ではこういう提案が出されるっていう趣旨から、他県の例も検討会それぞれ保護司会あるいは保護司会連合会が関わっているということで、少なくとも連合会としては積極的にそういうスキームに、立ち上げに関わっていただけたいかなと思います。

(鳥取県地域生活定着支援センター)

この3回の会議に出席させていただきました。その中で資料の3の(1)から(3)のようなことが議論されてきたんですけども、(1)については、国の方の制度ができた先ほどの保護観察所の方の説明であったような形なので、県もかなり意欲を持って関わっていただいて、3回の会議ができたんですが、その中で、国の制度でもし足りないところがあれば、さらに県の方で何か考えていただくというようなことがもしできればいいなというふうに思って聞いていました。国ができたから県は引くんじゃなくて。理屈が必要なのかしれませんが、かなり積極的に、県の方にこの部分を意見をいただいたと思うので、ぜひお願いしたいなと思っています。

(2)の方で、保護司と接点のない満期釈放者とかについて、(3)の保護司会で今あるサポートセンターを、何かそういう形で、相談体制ができないだろうかということで、実際の意見をお聞きして、感想としては1回目に出られて2回目3回目の方と、2回目出られて3回目、3回目に初めての方との3種類に分かれて、最初から出られた東部の保護司会の方は、何となく最後の段階だと、今検討中ですということを回答されたと思うんですが、初めて出られた保護司会の方は、いやそんなこともできませんという感じだったような感想で、何か意見を重ねていくうちに、うちの方でもできるかなというような気持ちになられていったんじゃないかなというような感想を持ちました。

ぜひこの会議をもう少し重ねて行って、やろうとしてることはそんなに今まで保護司さんがやられてきたこと、要するに、地域に戻って住居を確保したり、お金をきちんと確保したりということにアドバイスすることだろうと思うので、なかなか罪を犯した人が普通に、役所の生活保護課に行ったりとか、普通に不動産屋に行ったり、県営住宅に申し込んだり、あるいは年金事務所に出すぐ手続きできない人もやはり何か偏見との戦いの中で起きてる可能性がありますので、もちろん普通に行けるようになるのが最終的な、もうそれこそ先ほど、県の方が言われた包摂社会っていうのがあったと思うんですが、その過渡期というところで、やはり体制が必要なんじゃないかという理解で、相談支援体制を作ろうという出発なので、そのところを今より近い関係のあった保護司会さんの方がそこを補っていただけるというようなことができればいいなというふうに参加していて思いました。

私たちの定着のほうは、罪を犯した高齢者・障がい者（への支援）という縛りがあります。決してそれを一切触れないという気持ちではないんですけど、やはりうちの法人の定款上の縛りもありますし、厚労省の（補助金も）後ろにもあるというところもあったりして、先ほど書いたように伴走型でどんどんもう出ていくっていう部分に人的な資源の限界があるということもありますので、そこのところは共同できたらいいなと。私たちも、ノウハウとか、あるいは限界線上のものをお互いが確認し合ってやってくようなことができたらいいなというふうに私たちは思っています。

（事務局）

こちらの思いをまとめていただいて、ありがとうございます。そのお金の話で言うと、国の予算があるとそこで充足するんじゃないのっていうのが県の予算とかの考え方で、やってみて足りない部分をどうするのって言ったときに、やり方ってのは県で独自に予算をつけるか、もしくは国に拡充を要望するっていうことになるかというふうには思うんですが、保護観察所からご提案のあった、その保護司をやめた後どうするのっていう、やめた後のかたがフォローアップしてくれるときはどうするのとかっていうこともヒントにしながら、より良い検討の中でよりよいスキームというか支援のあり方というのを引き続き考えていきたいと。

おっしゃたことを根本にして、その過渡期ではあるけれども、この社会の中で受け入れられていくためにどうするのかっていうことを考えながら、いろいろな意見をいただけたらなと、引き続きと思っています。

（鳥取県保護司会連合会）

最初の方の社会的包摂、これちょっと連合会っていうよりも智頭町の方で保護司をしていて、智頭は端的に言うと近年智頭に移住してこられる方はあまりなく、そういう対象者も足りないと。

社会的包摂っていうのは保護司もその概念は、誰もが十分理解しておりますが、特に智頭みたいところで考えた場合、今我々が民生委員さんとか、更生保護女性連盟、それからいろんな研修とか、結構、今後は農林高校の先生。それから役場の職員。そういういわゆる横のネットワークづくりっていうのが社会的包摂と一緒に今、高齢者障がい者以外の対象者を、ってやる場合にはやっぱりなんかサポートセンターだけで、いわゆる窓口業務から調査をそれぞれ検討して、そこに行けばそこからどっかにつながるみたいなゆくゆくは。こういう地域の中でゴソゴソやってるとおっしゃったようなイメージで、サポートセンターだけではなく、どうしても役所の縦割りになりがちで、民生委員さんは民生委員さん、更女さんは更女さんとかあるので、そこをやっぱり垣根をとっばらって、ネットワーク、網の目がなかったらそこから落ちこぼれてしまう社会になる。なんかそういうイメージで。

同時にやはり、市町村の研修会でやられてると申し上げたが、市町村の地域再犯防止計画の策定状況も多分かなりバラつきがある。そのつながりをもっと強めたい。これも感想です。

（事務局）

実は、後のタイミングでお話しようと思っていたんですけども、鳥取県の孤独・孤立対策課で取り組んでいるテーマの1つが重層的支援体制の整備という、まさにその複合的な福祉課題を抱えた人だとか世帯に対するアプローチを、アウトリーチを含めてしていくという体制を市町村が社会福祉法に基づいて行うということをやっているんですけども、そこを後押ししよう。

まさに智頭町さんは、かなり早く令和4年度ぐらいから重層的支援体制の整備に取り組んでおられて、これを他の町でも、取り組んでもらうところを増やそうっていうふうに、1つの課のミッションとしてやっているところですよ。

今オンラインで参加していただいている市町村は、福祉関係の課のところもあれば、人権関係の課のところもあるんですけども、そこは市町村の中の体制の話なんですけれども、そこもやっぱり縦割りにならないようになっていうことが1つの重層的支援体制の整備の根元にある、役所が縦割りにならないということ。

それから、多くの支援機関が繋がって行って、おそらく再犯防止というフィールドにおいても、いくつか複合的な福祉課題を抱えている方がおられると思いますので、そういった方に対しても、フォローしていく、繋がっていくということが重要になるかなと。

もう1つ、これは宣伝なんですけれども、もう1つうちの方で取り組んでいるのは、孤独・孤立対策の官民連携プラットフォーム。地域生活定着支援センターとかにも入っていただいてやっていました。この4月

1日から孤独・孤立対策推進法が施行になることから、このプラットフォームを拡大しようというふうにしています。

このプラットフォームの狙いというのは、県レベルなんですけれども、まさに顔の見える関係づくりであったりします。それを市町村のほうも、この地域にはこういう支援機関があるんだよっていうことを紹介していったりだとか、この繋がりの中でこういった支援事例がありますよってというようなことを紹介するワークショップを開いたりだとか、啓発をしたりだとかっていうことで、地域全体の孤独・孤立対策ということ、再犯防止に限らないんですけれども、やっていこうというふうに考えています。

この中で、再犯防止というテーマについても、今よりもっと顔の見える関係や連携の体制の構築というのを考えてたり、実際にできたらいいなというのが来年度（令和6年度）のうちの課のお仕事というふうに考えていますので、またいろいろご意見をいただいたりだとか、このプラットフォームも拡大するので参画いただいて、その仲間になっていただくということをお願いしたいというふうに思っています。

3 各機関・団体等からの報告

(1) 鳥取保護観察所 資料4-1

刑法等の一部改正法の施行、昨年の12月1日に施行になったんですが、これを機に、保護観察所が行っている更生保護の制度、若干変わりましたので、その点についてお話しさせていただきたいと思っております。

1枚目のポンチ絵が全体を通しての部分になります。保護観察所は、入口支援、要は刑務所に入る前の支援。それから保護観察、それから刑務所等から出所した後の出口支援。そして地域との連携、このすべてを、シームレスにとらえ直して一体として運用したいというふうに考えております。

そのためにはやっぱり被害者のことも考えなきゃいけないと思っておりますので、被害者の支援と、保護観察を受ける対象者の処遇を有機的に連動させて、被害者の思いに応える、国民の方に訴える方策も実現していきたいというふうに思っております。

また、更生保護事業のプラットフォームが変わりまして、地域社会に開かれた更生保護事業を目指したいというふうに思っております。下の「更生保護～刑事政策における位置づけ～」という図をご覧ください。何度も見たことがある図だとは思いますが、地域社会で普通に生活している中に、残念なことです、犯罪を起こす人、非行に走る少年等がどうしても発生します。犯罪や非行が起ると、警察の方が捜査をして、その後、裁判とか審判になります。通常のテレビドラマ、刑事ドラマとかであれば、逮捕して終わり、あるいは裁判をして終わりってのが多いんですが、実際の社会の中では、当然そのようなことはなく、その後も生活の方は続いてまいります。

この刑事政策の中で、更生保護、保護観察所が担っている部分は、この図で言いますと、赤い部分が保護観察所が担っている部分になります。つまり、裁判・審判の後、保護観察を実施する部分。それから、刑務所は少年院に入ってる間に、出所後の生活環境を整える生活環境の調整と、実はそれだけではなくて、裁判や審判の後、左上に矢印が載っている更生緊急保護とか、生活環境の調整の右側に書いてある「更生緊急保護（満期釈放）」といった制度もございます。これは国の刑事政策の中で、身柄を拘束された者がその後身柄が解放された後、しばらくの間、原則6ヶ月、いろんな条件つきで1年から2年の間、もしその人が何らかの支援をしてほしいと自ら手を挙げた場合に、国の方でそういった支援ができ、そういった制度のことを更生緊急保護と申します。

次の図を見ていただきましょう。1枚剥ぐりまして、切れ目のない支援の実施ということで記載の方をさせていただいているのは、更生緊急保護のときに勾留中の被疑者に対する生活環境調整っていうものがございます。これは、検察庁の方から出て、もし今後どのような処分が下るかわからないけれども、もしこの人が社会に出てきた後に、その人が更生緊急保護を申し出た場合に、保護観察所として国としてどのような支援ができるのかっていうことを事前に、警察署の中に勾留されている間から調査や調整をしてほしいという依頼があった場合に、そういったことができるようになった制度です。それはこれまで、なかなかきちっとした制度ができてなかったものが、きちっとそういった制度ができるようになったこと、これが非常に重要な改正点かなっていうふうに思っております。

また、それ以外に、この下のところ、勾留中の被疑者に対して生活関係の調整の下にあるのが、「刑事施設

等収容中の更生緊急保護の申出」と書いてあるんですけども、いわゆる刑務所に入ってる人は刑期が終わると、必ずその帰る家があるとなかろうと、とにかく刑期が終われば必ず社会の方に戻ってきます。ただ、社会に戻った後に、お金も全くない家も全くないっていう人の場合は、やはり、そのあと何らかの支援がなければ、もうすぐにやっぱり、もし本当に生活苦であれば、そのあとまたすぐに何か盗んでしまうようなこともございますので、そういった人に対しては刑務所に入っている間からその刑期が満了した後すぐに支援のほうしてほしいというのが、これまでは刑期が終わってから本人が社会に出てきた後に、初めて支援をしてほしいと言うことができたんですが、それだと刑務所の敷地を一步出たら自由なので、そういった面倒なことはしたくないと、自由に生きたいという人も多かったので、刑務所の中に入ってる間から、事前の調整の方ができる、そういったような制度の方も開始されました。

その制度の狭間で、隙間となって、その切れ目のない支援が実施できなかったのができるだけなくして、こうというそういった改正をなされております。

それと保護観察所でできるようになったことが、これまでは更生緊急保護の期間が終わった後あまり支援はできなかったんですけども、この12月の改正を機に、例えば3年前、あるいは5年前に事件を起こしてしまっただと。今はもう刑期も当然終わってるし、普通に生活もできていたけど、どうしても生活についてちょっと相談したいことができたので、今相談に乗ってほしいといったときに、なかなか相談に乗ることができなかったのがそういったこともできるようになりますと、これがここに書いてある「刑執行終了者等に対する援助」になります。

またその下のところに、「更生保護における地域援助」という図、赤字のものがあるかと思うんですが、これは、元保護観察対象者等だけではなくてそのご家族や、あるいはその地域住民の方から、こういう困ってそうな人がいるんだけど、観察所の方で相談に乗ることはできないかって言われたときに、もちろんそのご本人がほっといてくれて言われたらなかなかできないんですけども、そうではない場合は、観察所もその人を中心として、いろんな関係機関と協議しながら、地域支援ネットワークを構築して、息の長い支援をしていきたいというふうに思っております。

一昔前は、保護観察所は「刑事政策の入口から出口までを支援する」と言われてたんですけども、そうではなくて、「刑事政策の入口から出口、そして地域移行に至るまでできることは何でもしていきたい」というふうに考えているところでございます。

この下の「地域の実情に応じた協力体制構築」というのは、実際にはモデルにしているのが、例えば薬物、覚せい剤とかを使った人であれば、保護観察を受けている間は、保護観察所で薬物再乱用防止プログラムを受けてもらったりとか、あるいは治療が必要であれば、精神科の病院のほうに行ってもらったりとか、あるいは地域の保健所等で薬物依存症の回復の教室に通ってもらったりとか、あるいは生活保護が必要だったりとか、公営住宅が必要であったりすれば行政機関とも連携しながら、この薬物事犯者を中心としたネットワークで支援をしていきたいなというふうに思っております。

続いてその右上のページに移っていただきまして、ここに、地方再犯防止推進計画の策定状況も載せさせていただきます。国も再犯防止推進計画を策定しておりますし、全国の都道府県もそれぞれの県の都道府県の地方再犯防止推進計画も立てていただいております。基礎自治体である市町村は、まだ100%に至っていないところが多いような状態になってる。ただ、やはり立ち直っていくためには、その本人の生活の実態がある基礎自治体の協力がどうしても必要だということに感じております。

鳥取県におきましては、令和5年4月1日現在では19市町村のうちの6市町という策定状況だったんですが、今年度中に、4つの町(※)で策定が見込まれておりまして、19分の10の市町村で策定になります。策定率は50%に今年度中にはなる予定です。残りの8町1村(※)はまだ地方再犯防止推進計画が未策定ですので、来年度以降、策定に向けて協議させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。(※事務局注：その後、令和5年度中に5町村で策定済)

続いて下の図を見ていただきたいんですけども、更生保護事業法という法律も若干変わりました。従来、更生保護施設の事業が継続保護事業とか一時保護事業というふうに言われていたものが、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業と、若干イメージの方が変更になっております。

そしてその変更になるだけではなくて、いろいろな専門的な職務を行うことが明文化されたという、そこが非常に意味があると思っております。

そして施設を退所して、地域社会で生活している元入所者等に対しても、通所や家庭訪問により、指導や

保護ができるっていうものが明文化されました。そこが大きな違いかなというふうに思っております。

次の図を見ていただきまして、先ほど申し上げたことを少しイメージしやすいように、ポンチ絵に変えたものになります。これまで継続保護事業と言っていたものが宿泊型の保護事業。そして、一時保護事業って言われてたものが通所・訪問の保護事業っていうふうに言われ、名称が変わりますが、施設と地域支援を一体で取り組む、繋がり継続性を確保したい。そのような思いで改正されたものになります。

(2) 鳥取県保護司会連合会 資料4-2

皆さんのお手元に今日お配りした「更生保護とっとり」という機関誌がございまして、年2回（の発行）ですけれども、ちょうど我々のフォーラム、それからこれからお話しになる更生保護女性連盟60周年記念事業とか、BBS会さんの活動、たまたま全部載ってますので、これはお手元の資料ということで、後でご覧になっていただけたらと思います。

資料11ページをちょっとまずご覧になっていただきたいんですが、「第1回鳥取県保護司フォーラム」ということで、当日の朝、配布したレジュメでして、昨年12月5日に行いました。倉吉で、第一部・第二部・第三部ということで盛りだくさんな内容でありました。

一番下のところに枠でありますけれども、YouTubeで今でもご覧になれます。多分ずっと見ると3時間半ぐらい。YouTube通してなかなか見にくいと思うんですけども、所々で県の報告であるとか、保護司みらい研究所の代表の基調講演であるとかいうものが見えますので、参考になさってもらいたいと思います。

7ページ、これは我々の保護司会の中での共有のための資料でちょっと見にくい内容になってるかなと思います。1枚目、2枚目に当日の様子、お昼を挟んで1日開きまして参加者は我々も含めて80名。県のほうには、冒頭平井知事のビデオメッセージであるとか、あるいは第一部で「息の長い社会包摂の推進」と、今日のお話にも関係あるような内容を県の方には基調報告してもらい、大変お世話になりまして、この場を借りまして改めてお礼を申し上げたいと思います。

1枚目、2枚目のシートは、開催の様子ということ。それから3枚目に、簡単ですけども、8ページの上、保護組織の現状ということで、県内8保護区365名。定数390名ということですから、各県に比べると充足率は比較的良い方かなと。なかなか手がいないという中で確保できていると。年齢的には66歳、男女比は7対3。2枚ほどの活動の事例を載せております。

以下シートはもう文字ばかりで非常にビジュアルでないので大変申し訳ないんですけども。そもそもこういうフォーラムをやろうとしたのはなぜかところからなるんですけども。コロナ禍であんまりこういう集まりの機会が持てなかったということですけど、皆さん保護司というイメージを考えられるのは、我々が保護司になったときは、あまり世の中に出ないという形で保護司の業務から、個人情報の問題もあるし、どちらかという、1人という目立たない活動してたんじゃないか。

近年変わってきてまして、やはり保護司のなり手とかの問題、あるいは保護司会の問題ってのはすべてどんどんどんどんオープンにしていこうと。そのために何ができるかなということをやってみんなが集まって議論したいなというふうなのがちょっと底流にありまして。そういう流れの中でこういうふうに、やってみようとなりました。

この保護司会連合会は、各保護司会からの会員等で運営されているので、やはり保護司会や保護司さんに還元するという使命。まず1つあるかなと。今お手元にある広報誌を発行したりとかしてるわけですけど、その中でやはり保護司会の垣根を越えた交流であるとか、あるいはその時々テーマを定めて共同研究みたいなのをやるということで、今年度試行的にやりましょうということで始めました。

あと、準備段階とかいろいろ書いておまして、準備段階のシートでいきますと、3月ぐらいから開催の12月まで断続的にいろんな準備・仕込みをやる中で、この（県の）「高齢者・障がい者以外の出所者等に対する検討会」というのも、これのテーマもやはりもうちょっと入ってる。それから中央に「保護司みらい研究所」というのがございまして、そちらの方とのコラボ企画もできるようなことで。

先ほどのレジュメを見てもらいましたように、第一部、第二部、第三部の趣旨は、そこに書いておりますようなことです。

第一部は、まさに再犯防止推進計画第2期目がスタートして。第二部は「社会を明るくする運動」のあり方っていうことで、社会を明るくする運動は7月が強調月間なんですけど、やはりまだまだ県民の皆さんに

浸透してない中で、結構各保護司会が独自に非常にユニークな学校との連携事業。学校ともっとタイアップしながら、子どもたちに、保護司ってどんな仕事してるとか、犯罪非行のない社会ってどんなこととかいうようなことを、少し学ぶような、活動を、積極的にやられてる保護司会にしっかり報告をしてもらいました。

第3部「保護司みらい・街トークラボ」ということで「保護司みらい研究所」今福さん、法務省の保護局長を退任され、中央大学の教授をされておられる方なんですけど。いろんなそこにあるようなテーマで、ちょっと我々日常考えてるようなことでちょっともう少し上のっていうか、ちょっと視野を広げるような形でテーマを投げかけられまして、そういうテーマで、我々のあり方ってどうなんだろうなというふうを考える機会になったかなと思います。

次の10ページのところでは、フリートークっていうのをご覧になったように今回、1回目なんです、かと言って一方通行の講演とか報告とかの内容は控えてみました。

基調講演を受けてですね、80名ぐらいですけどエキパル倉吉っていう倉吉駅のホールの中でグループ発表しました。1時間程度意見交換をいたしました。そこにちょうど書いてますけど、普段同じ保護司会であれば、それなりに顔を合わしてるということがありますが、違った保護司会であると、本当に初対面、だけどやっぱり同じこと知ってる方が持つてっていう何ていうか親近感というか、そういうものからすぐいろんなこの活発な議論をされたかなと。私それをやっただけでも非常に見てて手応えがあったかなと思いました。

フォーラムのまとめということで我々の立場でのお話なんですけども、そのアンケートいろいろ参加者からいただきまして、いろんな意見がありましたけども、こういう取組が必要だなんていうふうな意見を多くいただいたと。今後、一応第2回目を今年も12月5日ということで、とにかく場所と日にちを押さえてしまえば、でないとなかなか進まんということで。同じ日にちに倉吉にしているんですけど。

今回は保護司だけでありますけども、ゆくゆく我々は更生保護女性連盟の方であるとか、BBSの方とか、あるいは行政の職員の方とか入っていただいて、もちろん県も入ってもらわなければですけども、何かそういう保護司の関わり方って、現代社会、社会病理、いろんな問題抱えてると思うわけですけども、そんなことを議論したり、そういう中でどんな役割を果たせるかな、今日全体のお話にも関連してくるんですけども。

やはり集まればいろんななんか化学反応が起こってくる、いろんな気づきとかアイデアとか。いろんな前向きな意識が持てるようになったかなと。こういう取組することによって対面とか、交流とか意見交換とか、やっぱり連合会だけが頑張ってる、観察所とか、あるいは保護司会、今回、特に県のほうにも加わっていただいて、実はなかなかこういうのをやろうとすると大変なんだけど、みんなが一致協力してやればできるかなあというふうなことを思いましたので、こればかりを広くは、まあ、できませんけども、今後続けてやっていきたいなと思います。

(3) 更生保護法人鳥取県更生保護給産会 資料4-2

今日は、令和5年度の活動状況についてということで、皆様ご存じのように給産会、令和5年度の改築事業がありまして、昨年の4月28日に落成式をし、5月8日から新しい施設の方で収容保護を開始しました。

その中で今回のテーマっていいですか、令和5年度の活動とか取組内容について県の方からの問い合わせがありましたので、そのところちょっとご説明させていただきます。

活動については月並みなんですけど地域行事への参加とか、餅つき大会、これは地域っていうのは富桑地区全地域です。

それと地域の清掃等奉仕活動への参加、これは地域でイベントとして催されるそういう活動に参加したってことです。

あと施設内処遇については、保護司さんとか更生保護女性会、地域住民に参加していただいて、新しい施設の右の方の写真の中に、右側の下に書いてあると思うんですけど、そば打ち大会ってのがあると思うんですけど、このイベントがまさに女性会の方とか保護司さん、地域住民の方を招いて、施設内でそば打ち大会をしたってことです。

毎週日曜日、公民館とか保育園周辺の清掃活動を毎週雨の日以外やっております。これが活動内容です。

取組については、地域住民への災害時の一時避難場所としての施設の利用啓発。そもそも給産会の建替えに際して大きく地域にアピールした点が、災害時の地域住民の一時避難場所と、それと地域に開かれた保護施設ということで、施設を地域の方に開放して利用していただく。大きくこの2点が地域にアピールした点

なんで、まさにこの地域住民の災害時の一時避難場所として利用を啓発していくと。昨年8月台風のときに、地域の高齢の女性の方がなんかそういうのをアピールした関係で、施設の方に避難を求めて来られまして、このときは一時避難は一応近くにありますが小学校が指定されてますんで、小学校に避難していただく。そこに避難を遅れた方が施設に来るといことで、説明して移動していただきました。

次に地域食堂、「みんなで来んさいな」を開催。これについては、孤立・孤独防止と再犯防止を目的に実施しました。そもそもこれをするきっかけになったのは給産会が中央人権福祉センターの方からフードバンクからフードロスの食材を定期的にいただいております、その活用を事業のフォローアップの中で使っていたんですけど、この孤立・孤独っていうことを県のほうが謳われていたことと、給産会が出たら独立っていいですか、給産会を退所後、近くのアパートで住んでいる高齢者等も結構増えてきました。

そこにおいて孤立・孤独は当然起こってきます。昨年ですかね1人、(※事務局編集：特定の地名)のほうでアパートの中で1人孤立・孤独で亡くなったケースもありまして、そういうのじゃ駄目だということで、地域の方も招いたり、施設退所後の高齢者等に声をかけて、施設に来ていただいて、そのフードロスの食材を使って、食事を提供したらどうかというのを実践してみようかということで今年度2回ほど取り組みました。これが1月28日と3月10日、2回やりました。各86名と115名の近隣の方々が来られました。非常に盛況だったということです。

次の「地域住民及び各種団体への施設、会議室等の開放」。先ほど言いました地域住民に開放するっていうことの一環として関係団体とか多方面にも利用していただくということで、さっき県の方から言われましたけど研修、県の方の研修会に利用していただきました。今は保護司会とか各種団体で会議室等を利用いただいております。

あと先ほど言った、地域住民への開放という中で、以前にはなかったんですけど地域の住民の女性のグループの方たちが来られましてヨガ教室を施設の中でされるのが再々ありました。これも定期的にちょっと利用されるようになってきております。

もう1つは地域の女性グループでオカリナ教室。これを施設利用させていただいてことで、今、これも昨年度6回ぐらいありましたかね、利用していただきました。

あとは、関係団体についても保護司さんの会合とか、そういうものに施設内の会議室を利用いただいております。これが取組のところです。

「来年度の以降の予定とか展望について」ですけど、先ほど言った鳥取市の地域食堂ネットワークから提供を受けたフードロスの食材を活用し、先ほど言った「みんなで来んさいな」という地域食堂を定期的に開催できるように努力していきたいなど。開催に関しては地域の公民館とか、地域の住民の方々に、かなり協力していただきました。鳥取市の方からも結構支援をいただいて、保健師さんとかが来られて健康相談を開催していただいたり、いろんな支援をいただきましたので、来年度はそういうのを定着させて実施していきたいと考えております。

(4) 鳥取県更生保護女性連盟 資料4-4

昨年度60周年記念を終えまして、その感想を一言報告させていただきます。

鳥取県の更生保護女性連盟は昭和38年8月に鳥取県更生保護婦人連絡会として6地区313人で発足いたしました。平成16年に鳥取県更生保護女性連盟と改称され、現在は12地区1,246人の会員が地区ごとに特色ある活動を展開させていただいております。

60周年記念は、令和5年11月30日にさざんか会館におきまして、60周年記念式典を開催させていただきました。本来なら、全会員が参加し、開催したいところでございますけれども、会場等もあり、また全員が、集まるということは困難なために、会員160名が集い、開催させていただきました。来賓の方々、多くの方々にもおいでいただき、励ましのお言葉等をいただきました。

また、大きな特徴といたしましては、会員歴30年以上、継続して活動して下さっていらっしゃる方がおられまして、この方々を集いましたら63名ほどいました。こんな大きな先輩方を、何かやっぱり表彰したいなっていうところで、永年会員表彰ということで、63名の方を表彰させていただき、今後とも指導を仰ぎながら、地道な活動を展開していきたいというふうを考えております。

それから当日は、60周年記念に何かアトラクションを各地区でやりたいなっていうことを考えましたけれども、時間の都合上、1つのプランで、中部の北栄地区のほうで、会員の皆さんが様々なクラブにおきま

して、人と人をつなぎながら活発にやっておられますグループがございまして、フラダンスっていうことでほとんどが70歳以上、80歳っていう方々でございましたけれども、元気な姿を私たちに披露してくださいました。

こちらのほうにちょっと写真を添付させていただいてるんですけども、ホゴちゃんは、保護観察所のほうにこのホゴちゃんの大きな着ぐるみがございまして。これは本当に人気のあるホゴちゃんでございますけれども、各種の大会や記念大会等にご協力を得て、参加をしていただいております。

それから小中学校では、社会を明るくする運動、青少年の健全育成活動の一環といたしまして、小中学校での社会を明るくする運動での標語募集等を展示して、住民の皆さんにこの標語を見学していただいております。

それから、民間施設のダルクなんですけれども、会員は、再犯防止活動において、真剣に学ぼうと皆さんが力を入れております。そして、今このダルク、それから給産会等への訪問をさせていただき、各地区各支部での研修をさせていただいております。

それから昨年は60周年記念とは別に、5年に1回回ってくる中国地方の会員研修がございました。コロナ禍のために、3年も実施することができませんでしたけれども、急遽、鳥取が当番県となりまして、ワシントンホテルにおきまして、中国5県の会員の研修を開催させていただきまして、皆さんが心を1つにしたところでございます。

それから社会を明るくする運動のときに北栄町のほうで、「すいか・長いもマラソン大会」。県内外から4,000人の方が集ってまいります。そのときに、更生保護女性会、保護司さん、それから、保護観察所の職員様方と一緒に啓発活動、運動させていただき、この県内外からこれは皆さんに啓発活動をさせていただいております。

そうしたことを踏まえて、60周年記念には、各地区の保護区12地区で、取組を発表していただきたいところでしたけれども、時間の都合で、東部中部西部で1地区ごとに地区発表の活動報告をさせていただきまして、皆さんが本当に更生保護っていうのは長い長いこの歴史の中で、同じテーマで活動のテーマが外れなく本当に一生懸命にみんなが取り組んでいるっていうことをしっかりと報告してくださいました。

また、日本更生保護女性連盟は、昨年5月から一般社団法人日本更生保護女性連盟と名称が変わりました。

また、先ほども給産会の方の新施設の関係ということもございましたけれども、この新施設の完成に向けて私たち更女も一生懸命、資金面等で頑張っただけで、完成したことはとてもうれしく思っております。

この60年の節目に、私たち心を新たに犯罪や非行が起きにくい地域づくりを目指しまして、また、地域との関係、団体との緊密な連携を、今後とも誰もが夢や希望を立ち直っていける社会を維持して、一体になり積極的に地域の人々に寄り添い、地域の中に、更生保護の心を広めるための活動を今後も、努めてまいりたいと思っております。

(5) 鳥取地区BBS会 資料4-5

鳥取地区BBS会の活動について、まず3点、①BBSとは、②活動内容の紹介、③令和5年安心安全なまちづくり関係功労者表彰。この3点について、ご説明させていただきたいと思っております。

まずBBSとは、というところなんですけれども、資料通し番号17ページ、BBSとはBig Brothers and Sistersの頭文字を取った略称です。

運動としましては、子ども・若者が非行に陥っても立ち直ることができ、生きづらさを抱えながらも安心して生きていける社会を築こうとする、青年が先導する全国的な運動となっています。

現在鳥取地区の会員は、令和5年5月1日時点で35人でしたが、2人増員しましたので現在37人います。会員の構成なんですけれども、他県は学域で形成されていることが多く、学生が主体になってるんですけども、鳥取地区BBS会の特徴としましては、社会人が多く職種も様々です。例えば、住職さん、お医者さん、会社員、落語家、国籍も外国籍の会員も活動しておりまして、ウクライナ人・ロシア人といったバラエティに富んだ構成になっております。

BBSの活動の紹介なんですけれども、BBSの活動としましては、大きく友達活動、グループワーク、非行防止活動、自己研鑽活動、社会参加活動への協力、三者連携活動と、この6個に分けられます。

この中で近年、特に力を入れていた活動としまして、次のページに続くんですけども、食材支援と平和

教育活動について説明させていただきます。

食材支援をすることになった契機というのがありまして、コロナ禍において地方紙に「1日1食で過ごし実家にも支援をお願いできない」というような内容の記事を見かけたことに端を発して、どうにかできないかと相談させていただいたところ、保護司会、更生保護女性会の皆さんの協力のもと、食材が各方面から調達されたことによります。

食材支援を行っている場所は3ヶ所ございまして、右上の公立鳥取環境大学の学生への支援、真ん中の鳥取大学留学生への支援、左下の城北日本語学校の学生への支援、この3ヶ所に対して行っております。

この食材についてなんですけれども、食材の支援協力に関して、必ずBBS会は、支援協力のお礼文を作成し、協力いただきました一般の方や、協力いただきました保護司会や更生保護女性会に対して、当日の様子を入れながら報告をしております。

この食材支援という三者連携活動に位置付けているんですけれども、コロナ禍に端を発しておりますが、発案する際に、フードロスということを念頭に置いておりました。私の嫁ぎ先でもあることなんですけれども、家庭菜園であっても野菜をたくさんつくり過ぎ、近所に分けても余るときは、畑の肥やしとして畑に捨ててしまいます。この食材を活用できればと思い、食材支援自体が持続性のある活動にならないと意味がないと考えておりました。SDGsにも繋がるこの活動は、物価高騰、貧困層の増加、社会が直面している問題にダイレクトに向き合う活動と思っております。

できることをできる人ができるときに行う。無理なく行うこと。食材を提供してくださる方に報告することで、自分でもできる何かを感じてもらい、支え合って生きるということを少しでも実感できる活動になればと思っております。

次の19ページですが、ここは児童養護施設での平和教育と社明運動のキックオフにて、平和教育を法務省とライブ通信をして、発表している様子と、その下、岩美西小学校の平和教育の様子を載せております。

平和教育活動では、ウクライナ出身のマリーナさん、ロシア出身のイリーナさんによる自国の紹介を兼ねた授業を行っていただきました。岩美西小学校でNHKさんの取材が入っておりまして、その中で見られた方ももしかしていらっしゃるかもしれないんですけれども、子供さんから際どい質問が実は飛んでおりました。なかなかこれって大人になると聞けないような質問なんですけれども、「お互いの国同士が戦争することについてどう思うか」というかなり鋭い質問されておりましたけれども、イリーナさんマリーナさんはきちんとそれにも真摯に答えておりました。

こういった活動をすることで、遠くで起こっていることであっても、身近に感じるができる人との出会いによって、子どもたちの中で命の大切さ、人を思う気持ちを育む一助になればと考えております。

外国人会員の平和教育の中で印象的な言葉を紹介すると、「それぞれの国はそれぞれに違って美しい。だけど、一緒なところもある。この同じ地球に住んでいること。だからみんなで仲良くなるう」ということを言っておりましたが、私はこの言葉から、自分の当たり前を疑い、違いを受け入れることというのがこの更生保護の活動では大切ではないかと改めて気づかされました。

この活動等が評価されて、最後になります。昨年10月12日、首相官邸で行われました「令和5年安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を受けることとなります。この表彰は、犯罪に強い社会の実現のため、安全安心なまちづくりの推進に関し、顕著な功績または功労のあった個人または団体を表彰し、もって、安全安心なまちづくりに関する優れた取組を広く普及することを目的としたものです。

我々は、再犯防止活動での受賞となりましたが、防犯部門で8団体、再犯防止活動の方で8団体、合計16団体または個人が表彰された中の1団体でありました。

(6) (公社) 鳥取県再犯抑止更生協会 資料4-6

最初に、よく勘違いされるんですけれども、鳥取県再犯抑止更生協会という名前が県の団体ですかっていうことよく聞かれます。それであつたりとか、保護観察所の関係する団体ですかって聞かれるんですけれども、実は我々民間団体ということで独自の活動を始めまして、今様々な面で連携をさせていただいておりますけれども、いろんな活動を行っているんですけれども、まずちょっと簡単にその活動の紹介をこの写真つきの資料で説明させていただきます。

私たちのメインの事業が、刑務所内で、これから出所される人に対する講習というものを行っています。講習の様子がその右上の写真になるんですけれども、これは、どういった方々が講師になっているかと言

いましたら、中央が私なんですけれども、左から2番目の方がこれ県立ハローワークの就業支援員の方です。一番左の方が企業の経営者の方、そして右側におられる方が鳥取市役所の方になっています。

社会に出る前に、いろんな予備知識を身につけていただきたいということで、これテキスト自体は作成してももちろん持っていくんですけれども、そのテキストにはないような話であったり、最新のお話、そういったところを、それぞれの講師の先生にさせていただいてということになります。

本日のたくさんの資料の中にも、こちらのほうがこの釈放前講習会で説明をさせていただいてるものもございませう。先ほどの鳥取県居住支援協議会、こういった支援するところがありますよとか、市町村には今自立相談支援機関というところがありますよ、生活に困ったらそちらの方に是非とも行ってみてくださいみたいな話を、この出所者釈放前講習会では行ってあります。

コロナの対応が変わったということで、この令和5年度に関しましては、月2回ずつ、ずっと実施することができましたので、出所予定の方の割と大きなパーセンテージの方に対するお話ができたんじゃないかなというふうに考えてあります。

それと、その下の写真、中国ブロックの教誨師会より依頼があり、ここで当会の活動について説明をさせていただいてる様子でございます。このような形で、今回はたまたま教誨師会さんに対するお話ということだったんですが、地区の人権関係の講演会にも声をかけていただいて、お話をさせていただくという活動も行ってあります。

それと次でございます。これは令和5年度の独自の取組ということになりましたけれども、法人設立ちょうど10周年という年になりましたので、久しぶりに大きな講演会を開催して、広く一般の方にお声がけをさせていただき、講演会というものを行いました。「釈放前教育を始めます！」というタイトルだったんですが、元吉本興業の竹中功さんという方においでいただきまして、「それでは釈放前教育を始めます！」というテーマでご講演をいただきました。

合わせて、とりぎん文化会館で行ったんですけれども、とりぎん文化会館のフリースペースで、鳥取刑務所の方にも協力いただきまして、出張矯正展を開催していただきました。

このような形で我々のテーマがやっぱり広く一般の方にもこういった活動があるんだってということを知っていただきたいということで行ってますので、機会を見てこのような取組をさせていただいております。

それと、来年度以降の予定ということでチラッと書いていますけれども、今後も、先ほど言いました釈放前講習会、県立ハローワークさん、鳥取市役所、そしてパーソナルサポートセンターの皆さんと連携しながら、講習を継続していきたいと考えてありますし、また、こちらの取組を発表する機会というものをおいただきましたら、事務局なり会長なりが飛んでいきますので、お話をさせていただければと考えてあります。

それと最後になんですけれども、全体的な再犯防止ということに関して毎回申し上げてはいるんですけれども、やっぱり難しいのが、支援する人に、どのような形で接触するかっていうのがやっぱり一番難しいなというふうに思っております。

困った人がどこかの窓口に来てくれればいいんですけれども、来ないまま再犯を犯してしまうってことも、やっぱり往々にしてあると思っておりますし、できるだけ、こういった再犯防止に携わる人たちが、ネットワークっていうのはお話ありましたけれども、私たち自身がネットワークのこの網として世の中に存在してみたいなつもりで、きっと活動していく必要があるのかなと思っております。

いかに漏らすことなく、本来支援が必要な人をどうつなげるかっていうのが、やっぱりここから先は本当に勝負になるのかなというふうに思っております。

(事務局)

私も給産会の地域食堂に1月、とても寒い日だったんですけれども、お邪魔しました。すごくよかったなあとと思ったことがいくつもあったんですけれども、その地域の方がかなり来ておられていたってことと、あとは鳥取市の地域食堂のネットワークとの繋がりがあって、私はそこで初めて会った人から、今、別の仕事で関わっていたりだとかっていう、その地域の中での連携っていうものが、新しい連携や繋がりに繋がっているということがすごくよかったなって、いい取組だなというふうに思って、行かせていただいて本当によかったなと思っております。

引き続きされるということなので、その中でも、こうやったらもっといいかなって思っておられることとか。その地域の繋がりがってことが先ほど玉野事務局長からもあったんですけれども、その中でどうい

うふうなことをしていくと、よりよいのかなあというようなことを県の会議で堅い会議のように思えるんですけども、やっぱり県の施策というのは、いろいろな意見の中から生まれてきて、それがもともとはその再犯防止のための地域のニーズだったりすると思っていますので、どんなことで結構ですので、いろいろなことを、この活動報告やこれまでの県の報告だとかっていうところから、何でも結構ですので、お話いただいたら、今後の施策のヒントにもなりますし、活動のヒントにもなるかと思っておりますので、おっしゃっていただけたらと思います。

(鳥取県再犯抑止更生協会)

この会議の立ち上げのときから関わらせていただいているんですけども、鳥取県にしかできないことを、というふうに、この会議自体は思うところです。鳥取市とかその市町村を含め関係団体というのは県内にたくさんあるんですけども、県、鳥取県として、この独自のこの会議っていうものが存在するっていうこと自体が本当に大きなことだと思っております。

やっぱり私もここでいろんな方と知り合うことができ、そこが新しい発想というか、私たちのテキストのほうにも反映されるぐらい、やっぱり個々での活動・会議っていうものは、勉強にもなりますし、こういったところがあるんだっていうふうに気づきにもなります。

今回市町村さんにもたくさんこうやってオンラインでも参加していただけてますけれども、これもやっぱり本当に大事だなというふうに思ってます。やっぱり市町村のそれぞれの方が直接の窓口になる方だと思えますので、これからもこの会議っていうものを、粘り強く続けていただいて、関係した人はいつか職場が変わったりとか役が変わったりっていうことあると思えますけれども、個々で経験されたことっていうのが必ず次にも生きると思えますし、また入れ替わりによって新しい人が、再犯防止っていうことをしてるんだっていう、そういった広がりにもなっていくと思えますので、とにかく鳥取県の皆さんご苦労多いと思えますけれども、継続して何とか粘り強く続けていただきたい会議だと思っております。

(事務局) 非常に励みになる言葉で、ありがとうございます。

(渡辺病院)

前回の会議から出席させていただいてまして、今日そういういろいろな、名前は知ってても、もうちょっとどういうところがわからない具体的に教えていただいて、とてもありがたいなと思ってます。

僕は、近くの施設を知ってても、給産会っていうのは、この前ちょっと新しい給産会ができるんだっていうところにちょっと立ち寄ってみたとか、名前は知ってても、あまり馴染みがなかったと。精神科でやってますと、患者さん、特に薬物依存症の方の取組を始めたというようなことで、そこをと通しての繋がりもあったんですけどもね。

それから鳥取ダルクが2005年6月にできてますが、そのうち、2007年の2月に鳥取ダルクを見守る会ができて、ずっと月1回定期的な会合をやってて、その中で保護司の方とかBBSの方とか、昨日会議があって、一緒に話をしましたけども、そういう集まりの中で繋がりがあったんですけど、今日は背景とか取組も改めて教えていただいて、今後またより、声をかけ合いやすいような繋がりができたかなと喜んでおります。

(鳥取地方検察庁)

再犯防止の関係なんですけども、検察庁が関わるのは、今この犯罪を犯した人が検察庁に事件が送られてきてから関わってくるということになります。

再犯防止のためには、今個人情報とかの縛りが厳しいので、本人さんが福祉機関とか関係機関の支援を受ける、受けてもいいよっていうの同意が必要なんですけども、ほほほほ今のところは同意をいただいているとは思いますが、中にはそういった個人情報を、支援を受けたくないっていう人がいるとなかなか福祉機関につなげないというようなことにもなってきますので、こちらとしてもそういったことにならないように、その再犯を防ぐためにはそういった支援を受けてもらうことが必要なので、ちょっと拒む人がいれば、生活を立て直すためにはそういった支援を受ける必要があるんだということで同意をしてもらうようにということで、説得したりということもしていく必要があるかなというふうに思っています。

それと同意を経てから動き出すわけですが、一番大事なのがその人が再犯を防ぐためには、どういったことが望まれるかということで、いろんな犯罪を犯した背景にはいろんな要因があるわけなので、お金がないとか家がないとか働く先がないとか、お金を持ってても計画的に使わないのでついお金を浪費してしまうというようなこともあったりしますので、そういったような背景が犯罪の一因になっているということであれば背景を取り除く必要があるということですので、どういったことが求められるのかニーズを汲み取っていく必要があると思いますので、うちだけでは当然できませんので、ここにおられる定着さんなり保護観察所さんなり、あるいは市町村とか他の福祉機関、また弁護士の方も含めて、いろんな方に例えば検察庁においてケア会議とかも時には開催いたしまして、そこでいろんな犯罪を犯した人の情報とかを持ち寄って、情報共有して、どういったことをすれば再犯が防げるのか、そういったニーズを酌み取って行って再犯防止に繋がっていくということを今後行っていきたいと思いますので、また、いろいろとご協力のほうよろしくお願ひしたいと思っています。

(事務局)

うちの課の仕事の1つが生活困窮者の自立支援法というものの担当になっています。家計改善であるとか、あとはまた別なんですけれども成年後見、日常生活自立支援事業だとかってというような社協さんでやっておられるもののメニューだとかっていうものもあって、やっぱりその制度を使われる背景っていうのには、当然、障がいであったり、高齢であったり、再犯っていうか触法というようなこともあろうかと思っています。

やっぱり県庁の中って縦割りになりがちなので、そこもどういうときに使うのか、どういうニーズがあるのかっていうことも踏まえながら、この制度、自立支援制度とか、そこもそうなんですけども制度の背景ということもきちんと考えた上で、広報していったりだとか、利用を促していくってことが必要かなと思いました。

(鳥取県教誨師会)

皆さんの活動を見ていまして大変心強い思いをしております。

せっかく来たから一言しゃべらせていただきますが、この教誨師という言い方そのものがなかなか馴染みがないもので、一般の檀家さんに言っても、教誨師ってなんだって言われるぐらいでね。ましてや収容者は初めて聞く人がほとんどで。ちょっとハードルが高いなと思っておるわけなんですけども、いかんせん、どうもなりません。

私が心得ておるのは、教誨を申し込む人は、宗教的な教えを聞いて更生のほうの参考にしたいというのは主たるを目的かとは思いますが、私自身は、宗教的な教えは半分、あとは、教誨を受ける人は私どもの会話、やりとりが私雑談がとても大事だと思っています。

私はもう今18年19年になりますかね、どうもその収容者というのは、会話が減ったっていうか、苦手っていうのはほとんどです。ましてその教誨を受けに来る人も、会話をしたい人が来るっていうかね。だから、雑談が主でやってもいいと思って、私一生懸命、そういうことも一生懸命しながらやっております。

皆さんの支援もそうでしょうけど、やっぱりこういう更生、助けるのも一方通行にならないようにしないといけなかなと私は思います。相手とやっぱ会話するような気持ちで、そういう運動するということも1つの心得として1つは大事じゃないかなと私は心得ております。

(鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会)

私は刑務所の篤志面接委員の拝命を受けて、12年間従事させていただいて、いろんな方と受刑者の方と接して、どうすればそういう再犯防止に繋がるんだろうかということを探しながら、今日はそれぞれの分野の皆さん方の取り組んでおられる姿を、拝聴して、お聞きして、この面接委員のこの私でも関われる何かを、何か一旦掴んだような気がいたしております。

本当に皆さん方の取組をこうしてずっと拝聴しておりましたら、本当に素晴らしいなあと。こういう会議を定期的に1年にいっぺんですかね。私2回目なんですけどもちょっと慣れて、素晴らしさというか自分がどういうふうに取り組んでいけたらというところ、何かきっかけを掴んだような気がいたしております。

自分も職務としては受刑者の方に私は詩吟の指導をしております、歴史に触れたり、そういう人と人の付き合い、そういうもののお話を一対一でやっている仕事なんですけども。

今、最初申し上げましたけども、また皆さん方のお話を聞いて、どのようにつき合っていたらいいかな、頑張っていたらいいかなということを切実に感じました。

(事務局)

メインの仕事は孤独・孤立対策のプラットフォームだとか、孤独・孤立対策推進法だとかということになりますけれども、同じようなお話が結構あって、なり手不足の問題であるとか、繋がりづくりが大事っていうようなこと、できることをできる人ができるときっていうような話だとか、この組織ができたときに驚いたことは、特に再犯の分野の皆様においては、すごく団体さんが活発にいろんな活動されているっていうようなことや、エネルギーやその使命感というか責任感というか、というのをすごく強く感じる。いつも励まされるというふうなことでした。

やっぱり結構課題ってよく似ていて、支援の必要な方にどう接触をするのかっていういわゆるアウトリーチっていうようなことだとか支援を受けたくないっていう支援拒否みたいな方っていうのがやっぱり孤独孤立っていうテーマって言うところなんです。例えば、ヤングケアラーだったりひきこもりだったりっていうようなこと。違う分野のお話なんですけど、やっぱり同じ問題を抱えているっていうようなことかなとも思っております。

あとこの活動を、やっぱりこの会議だけでは、やっぱりもったいないなということを今日特に感じています。またプラットフォームの宣伝をするんですけども、このイベントをされるときにこのプラットフォームのメルマガでもやろうかなというふうに思っているんですけども、活動報告でもいいです、県の方にお知らせいただいてそれを広報していくと、この取組・運動が広がっていくかなと。やっぱり楽しいことはみんな楽しくやった方がいいというふうに思っていますので、またその活動や支援の輪の中に加わっていただければと思っています。

生きづらさとかを抱える方のために、やっぱり行政も皆様も民間支援団体の方も一緒に地道な活動として、社会の問題として取り組むということが必要だと思っていますので、引き続き、ご協力いただき、ご意見をいただきながら進めていきたいと思っていますので、引き続きよろしくをお願いします。

本日はいろいろ貴重なご意見ご感想やご報告、ありがとうございました。またよろしくをお願いします。